

令和4年度 静岡支部事業計画の実施結果について

基盤的保険者機能関係

(1) サービス水準の向上 業務グループ

KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請にかかる郵送化率を98.7%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
①サービススタンダード達成状況	100%	100%	100%
②現金給付等申請の郵送化率	98.7%	98.6%	98.6%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。	<ul style="list-style-type: none">令和4年度平均所要日数は8.26となっており遵守出来ている。令和4年度郵送化率は98.6%でKPIを概ね達成している。また、電話相談対応に関する勉強会を実施し、職員のスキル向上と体制整備を実施した。申請書や記入の手引き（記入例）について、いただいたご意見に基づいた改善を適宜実施した。

基盤的保険者機能関係

(2) 限度額適用認定証の利用促進 業務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">オンライン資格確認の実施状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。医療機関事務担当者にオンライン会議形式で説明会を開催し、相互の業務効率化と加入者サービスの向上と利用促進を図る。	<ul style="list-style-type: none">オンラインによる健康保険委員研修会等にて制度説明等を実施した。加入者、事業所へ制度周知のため、けんぽ便りやHPで周知広報を行った。(上期1回、下期1回)オンラインによる医療機関説明会を実施。82医療機関が参加し、制度説明等を支払基金と共同で実施した。

(3) 現金給付の適正化の推進 業務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化P Tを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。	<ul style="list-style-type: none">標準化した業務プロセスの徹底と正確かつ迅速な審査業務を継続して実施した。傷病手当金と障害年金等の併給調整処理を確実に実施した。保険給付適正化P T会議を開催し傷病手当金及び出産手当金に係る事後調査等、不正受給疑い対策について討議した。

基盤的保険者機能関係

(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 業務グループ

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下(0.63%以下)とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
柔道整復施術療養費申請割合	前年度(0.63%)以下	0.54%	0.63%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。	<ul style="list-style-type: none">多部位かつ頻回の施術にかかる申請、疑義のある申請について、加入者への文書照会を確実に実施した。「あはき療養費の長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組み等について」（本部事務連絡、厚生労働省通知）に基づき、施術所及び被保険者へ長期・頻回に係る警告通知を送付した。不正の事実が認められる申請書は確認できなかった。厚生局への情報提供はなかった。

(5) 被扶養者資格の再確認の徹底 業務グループ

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
被扶養者資格確認書の提出率	93.4%	94.1%	93.1%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。	<ul style="list-style-type: none">被扶養者資格の再確認を確実に実施した。未提出事業所への勧奨を複数回実施した。日本年金機構への照会等により、未送達事業所への送達を確実に行った。

基盤的保険者機能関係

(6) 業務改革の推進 業務グループ

KPI設定なし

事業計画

- 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

主な取組み、実施結果等

- 新システムへのスムーズなサービスインのため、本部研修の受講と支部内での伝達研修による確実な準備を行い、新システムによる業務の標準化・効率化・簡素化を推進した。
- 定期的な各種ミーティングや1 on 1実施によるコミュニケーション強化、またヒヤリハット事例はユニットミーティング等を通じて情報共有すると共に、支部における事務処理誤り発生防止策を策定した。

基盤的保険者機能関係

(1) 効果的なレセプト点検の推進 レセプトグループ

KPI

①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上（0.369%以上）とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの審査額を対前年度以上（5,829円以上）とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
①レセプト点検の査定率	前年度(0.369%)以上	0.334%	0.369%
②再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度(5,829円)以上	6,615円	5,829円

事業計画

- レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

主な取組み、実施結果等

- 支払基金との連携については、定例協議をはじめとして連絡を密に取り合い、支払基金での審査向上、協会での審査の効率化を図った。
- 内容点検効果の高い高点数レセプトを優先的かつ重点的に審査し、効果的な点検を実施した。
- 外部講師による研修や勉強会を通して各点検員のスキルアップを図った。
- 審査結果を精査し、効果的かつ効率的な点検となるようシステムのメンテナンスを実施した。

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

レセプトグループ

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上（87.21%以上）とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（67.24%以上）とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
①保険証回収率	前年度(87.21%)以上	89.00%	87.21%
②返納金債権回収率	前年度(67.24%)以上	64.29%	67.24%

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。

主な取組み、実施結果等

- 保険証未回収者に対して早期の保険証返納催告を徹底して実施した。また、保険証回収不能届に記入された電話番号を活用した電話催告を確実に実施した。
- 保険証未回収者の多い事業所データを活用して、事業所に対して個別に文書を送付し、保険証の早期回収・返却の徹底を周知した。

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

レセプトグループ

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請の届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p>	<ul style="list-style-type: none">保険者間調整を積極的に活用し、確実な返納金債権の回収を図った。弁護士による催告を実施し債権回収を強化した。高額債務者や悪質な債務者に対しては法的手続きを実施し債権回収に努めた。

戦略的保険者機能関係

(1) -1 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（被保険者） 保健グループ

KPI

- ①生活習慣病予防健診受診率を67.2%以上とする
- ②事業者健診データ取得率を8.0%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
①生活習慣病予防健診受診率	67.2%	67.6%	64.1%
②事業者健診データ取得率	8.0%	5.9%	5.2%

事業計画	主な取り組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：424,971人）<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診 受診率67.2%（受診見込者数：285,581人）・事業者健診データ 取得率8.0%（取得見込者数：33,998人）○ 受診勧奨対策<ul style="list-style-type: none">・受診率の向上に向け、加入事業所、健診機関、関係団体等との連携を強化した健康意識の啓発活動を通じて、健診受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制を構築し、加入者の利便性の向上及び受診者の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none">○ 受診者数 315,109人（受診対象者数：428,178人）<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診 67.6% 289,650人（対前年+10,596人）・事業者健診データ 5.9% 25,459人（対前年+2,747人）○ 主な取り組み、結果<ul style="list-style-type: none">・商工会議所連合会や業界団体（バス・トラック・タクシー協会）等を通じた受診勧奨を実施した。・加入者の利便性を考慮して、土曜日、日曜日の集団健診を14機関で32日（16会場）で実施し、499人が受診した。

(1) -1 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（被保険者） 保健グループ

事業計画	主な取組み、実施結果等
<p>○ 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業所における健診受診状況を確認し、事業者健診結果データ提供の利点（メタボリスク有無の発見、特定保健指導との連携）を事業主に周知し、従業員への健康づくりの重要性とデータ提供の促進を図る。その他、増加する加入事業所及び加入者への健診案内を確実に実施する。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 労働局と連名で事業者健診データの提出勧奨を行った。また、データを提出することによって、特定保健指導が利用できることを周知した。・ 年度途中で加入した新規適用事業所へ随時、受診勧奨を行った。・ 47か所の健診機関に対して受診者数の目標値を設定し、受診勧奨を強化して取り組んだ結果、上期は22機関、下期は21機関で目標を合計5,294人上回った。

(1) -2 特定健診受診率の向上（被扶養者） 保健グループ

KPI

被扶養者の特定健診受診率を26.2%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
特定健診受診率（被扶養者）	26.2%	26.8%	24.2%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者（受診対象者数：104,107人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 受診率26.2% （受診見込者数：27,276人） ○ 受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が行うがん検診と連携した「特定健診とがん検診の同時実施可能な集団健診」、協会主催の「オプション測定器付の集団健診」等、加入者の特性やニーズに応じた集団健診を設定し、受診者の増加を図る。 ・ スマートフォンアプリLINEのお友達登録機能を活用した受診勧奨、健康情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受診者数（受診対象者数：96,246人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 26.8% 25,749人 （対前年+956人） ○ 主な取組み、結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 22市町と連携してがん検診と同時実施の集団健診を行い、4,290人が受診した。 ・ 98会場でオプション測定器付きの集団健診を開催し、3,428人が受診した。 ・ 健診機関から企画を募り、ホテルや結婚式場、ショッピングモール等でがん検診やオプション測定器が利用できる集団健診を開催し、15会場で1,041人が受診した。 ・ LINEの登録者数は年度当初に比べ、倍増して3,495名まで伸び、受診勧奨等に活用した。

(2) -1 特定保健指導の実施率及び質の向上（被保険者） 保健グループ

KPI

被保険者の特定保健指導の実施率を26.3%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
特定保健指導実施率 (被保険者)	26.3%	16.9%	17.3%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：65,514人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率26.3% (実施見込者数：17,230人) ○ 特定保健指導利用勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診当日に特定保健指導実施可能な委託機関及び初回面談分割実施可能な健診機関を増やす。 ・ 特定保健指導を契約できていない健診機関に、協会保健指導者が入り、特定保健指導の実施ノウハウ等を健診機関に指導する。 ・ 支部における保健指導利用勧奨の実施及び指導受入れ意思確認を、タイミングを計り早期に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価実施率・実施者数 16.9% 8,984人 (特定保健指導実施対象者数：53,127人) <ul style="list-style-type: none"> 協会保健師実施分 3,060人 (対前年▲80人) アウトソーシング分 5,924人 (対前年▲231人) 積極的支援実施者数 (3カ月間支援) 4,185人 動機付け支援実施者数 (1回支援) 4,799人 ○ 主な取組み、結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診当日に特定保健指導が可能な健診機関が2機関増加した。 ・ 34機関において健診当日の健康相談を実施し、特定保健指導該当となる見込みの者には利用勧奨を実施した。

(2) -1 特定保健指導の実施率及び質の向上（被保険者） 保健グループ

事業計画	主な取組み、実施結果等
<p>○ 特定保健指導利用勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保健指導勧奨を一部外部委託し、特定保健指導実施者数を効率的に増やす。・ ICTを活用した特定保健指導面談実施件数を増やす。 <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 健診機関への説明会や実地調査の際に、特定保健指導を実施した場合のメリットを説明し、実施機関の拡大を図った。・ 健診機関（一部）側のシステム変更により、協会への健診結果データの提出が遅延気味となり、事業所への利用案内や当該機関で実施した特定保健指導の結果データの登録に影響が生じた。・ 4か所の保健指導専門機関に委託し、合計で初回面談を2,349人、実績評価を1,762人実施した。・ 令和4年度から新たにICT専門の保健指導専門機関と契約し、初回面談を475人、実績評価を249人実施した。

(2) -2 特定保健指導の実施率及び質の向上（被扶養者） 保健グループ

KPI

被扶養者の特定保健指導の実施率を16.6%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
特定保健指導実施率 (被扶養者)	16.6%	12.3%	11.7%

事業計画

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,564人）
 - ・ 特定保健指導 実施率16.6%
(実施見込者数：426人)
- 保健指導の利用勧奨対策
 - ・ 健診当日に特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診機関を増やす。
 - ・ オプション測定付集団健診等での健康相談において、特定保健指導対象予定者に対しアプローチを行い、スムーズな導入を行う。

主な取組み、実施結果等

- 評価実施率・実施者数 12.3% 238人(対前年+20人)
(特定保健指導対象者数：1,930人)
- 主な取組み、結果
 - ・ 集団健診を実施した28機関のうち、12機関で健診当日の特定保健指導を実施した。
 - ・ ドラッグストアにおいて健診の結果説明会を開催し、特定保健指導対象者にその場で初回面談の勧奨を行った。
 - ・ 健診当日に特定保健指導を実施することを必須とした集団健診の企画を募り、15会場で158人の初回分割面談を実施した。

(3) 重症化予防対策の推進 保健グループ

KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.4%	11.0%	12.6%

事業計画

- 未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨実施予定人数：7,840人）
 - ・対象者に対し、文書勧奨と併せて電話勧奨を実施する。
 - ・未治療者を放置しない取組みとして、要受診者への健診機関によるアプローチを強化する。
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・静岡県糖尿病性腎症予防プログラムに則り、静岡市在住の糖尿病性腎症の対象者に対し、受診勧奨を文書で実施する。その際に、受診ハガキを同封し、受診状況を確認する。

【対象者】空腹時血糖値126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上、主傷病名に糖尿、糖代謝、耐糖能と入っていない者で、1)もしくは2)に該当する者

 - 1)尿たんぱく（+）以上
 - 2)腎機能低下者（健診受診年齢）
 - （49歳以下） eGFR：60ml/分/1.73㎡未満
 - （50～69歳） eGFR：50ml/分/1.73㎡未満
 - （70歳以上） eGFR：40ml/分/1.73㎡未満

主な取組み、実施結果等

- 主な取り組み、結果
 - ・未治療者への文書による二次勧奨 7,158人
 - うち委託業者からの電話勧奨対象者 5,024人
 - 通話できた者3,435人（架電率68.3%・医療機関受診確認者1,139人）
 - うち委託健診機関からの電話勧奨対象者 2,134人
 - 通話できた者1,259人（架電率59.0%・医療機関受診確認者417人）
 - ※血压については通常の二次勧奨の基準の者に加え、収縮期血压160～179mmHgの者および拡張期血压100～109mmHgの者も対象に加えて実施。
 - ・糖尿病性腎症の重症化予防として99人に文書で受診勧奨を実施。

医療機関受診者	20人
医療機関受診率	20.2%
医療機関受診確認はがき返送	16人
医療機関受診確認はがき返送率	16.2%

基盤的保険者機能関係

(1) 健全な財政運営 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none">支部評議会において、決算、事業計画や保険者機能強化予算、保険料率等について、評議員の皆様にご審議いただいた。加入事業所へ毎月送付している広報紙「けんぽ便り」にて、協会決算や保険料率の変更について、広報を実施した。 令和4年9月号：令和3年度決算のお知らせ 令和5年3月号：令和5年度保険料率のお知らせ ※令和5年2月には、本部作成の保険料率に関するリーフレットを送付保険者協議会や県の医療審議会等において、医療費適正化の観点から必要な意見発信を行った。 例：県内医療費に関する分析について (国民健康保険+後期高齢者+協会けんぽ) ※令和4年度中に計画し、令和5年度実施予定

(2) オンライン資格確認の円滑な実施 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none">メールマガジンやジェネリック医薬品軽減額通知に、マイナンバーカードの保険証利用に関する案内チラシを同封することにより、加入者の皆様へ周知広報を実施した。

(3) コラボヘルスの推進 企画総務グループ

KPI

健康宣言事業所数を6,000事業所以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
健康宣言事業所数	6,000事業所	6,407事業所	5,878事業所

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策について本部で検討中であることから、方針が示され次第、支部における取組を検討する。 <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本部から示された「基本モデル」に沿って共通の宣言項目を設定し、既存の健康宣言事業所も含めて100%の共通宣言項目を達成した。 共通の宣言項目：健康診断実施率100%を目指す 保健指導実施率50%を目指す 広報誌「健康宣言通信」を発行し、事業所における健康づくりの継続的な取組支援を実施した。 浜松市と連携し、連名チラシでの健康宣言事業所や優良法人認定の勧奨や、優良法人認定申請時のアドバイスを共同で実施した。 健康経営優良法人認定数は391社（大規模11社、中小規模380社）で、前年度より増加した。特に、連携した浜松市の伸びが顕著であった。

(4) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 企画総務グループ

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.0%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	61.0%	65.4%	61.2%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において作成した、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資材を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部作成の全支部共通の総合パンフレット「協会けんぽGuide Book」を活用し、健康保険委員への理解促進を図った。 保険料率改定時には、認可後速やかに、メールマガジンや臨時の広報を実施した。 新型コロナウイルスの影響により令和2年度より中止していた健康保険委員研修会について、Zoomウェビナーを活用したオンラインでの研修会を実施した。 実施時期：令和4年12月（計3回実施） 参加者数：約300名（3回合計） 研修内容：健康保険給付について

(5) ジェネリック医薬品の使用促進 企画総務グループ

KPI

協会けんぽ（静岡支部）のジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度末以上（81.4%以上）とする

（※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
ジェネリック医薬品の使用割合	前年度末（81.4%）以上	82.6%（R5.2時点）	81.4%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の使用状況を可視化した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により、重点的に取り組むべき支部の課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 医療機関、薬局ごとの可視化ツール及び医薬品実績リスト等を活用し、課題となる医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布等の取組みを着実に実行する。 ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、情報を収集し、事業対応の検討を行う。 <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであるから、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「データブック」を活用し、より課題のある医療機関や薬局を抽出した。 抽出条件：使用割合が県平均以下で、取扱数量が一定数量以上の影響力のある機関 対象数： 医療機関 772機関（年2回 延べ数） 薬局 1062機関（年2回 延べ数） 上記の対象機関に対し、可視化ツールより自機関の立ち位置を示したリーフレットを作成し、働きかけを実施した。 ジェネリック医薬品軽減額通知が発送される時期に合わせて、広報紙を活用し、ジェネリック医薬品使用促進に関する広報を実施した。 前年度は、医薬品の供給不足問題等により、使用割合が伸び悩んだが、今年度は令和5年2月時点で82.6%と前年度末より1.2%伸びている。

(6) インセンティブ制度の着実な実施 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>【重要度：高】 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none">納入告知書同封チラシや健康保険委員研修会にて説明することにより、加入者に対する周知広報を実施した。事業主への働きかけとして、支部長、部長により経済団体を訪問し、顔の見える関係性を構築するとともに、インセンティブ制度の説明を行い、理解促進を図った。

(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 企画総務グループ

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
データを活用した意見発信の実施	意見発信の実施	意見発信の実施	実施

事業計画	主な取組み、実施結果等
<p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的、効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者協議会と連携し、県内の医療計画、医療費適正化計画等において、保険者の立場から地域医療に関する必要な意見発信を実施した。 ・ 地域医療構想調整会議では、県内全ての医療圏にて被用者保険代表の委員が参画している。 協会けんぽ（6）：熱海伊東、賀茂、富士、静岡、志太榛原、中東遠 健保連（3）：駿東、三島・田方、西部 ・ 地域医療構想調整会議にて議論される外来機能報告制度について、協会けんぽのレセプトデータから集計した結果について意見発信した。

(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 企画総務グループ

事業計画	主な取組み、実施結果等
<p>iii)医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体と連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上手な医療のかかり方について様々な広報媒体を活用し、周知広報した。 <p>【主な広報実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納入告知書同封チラシ（R4.5） かかりつけ医のメリット こども医療電話相談ダイヤル「#8000」 ○メールマガジン（R4.8） リフィル処方箋について ○社会保険協会広報誌（R4.10） 時間外受診、紹介状なしの受診について ○商工会議所会報誌（R5.3） 保険料率広報と併せて医療費適正化の観点から 上手な医療のかかり方の紹介

(8) 調査研究の推進 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。 <p>《具体的な分析テーマ》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コロナ禍における医療費の検証と医療計画における提言 コロナ禍における加入者の受療状況や時限的な診療報酬上の加算の影響を医療機関別に検証するとともに、外来機能報告制度の開始による地域医療構想調整会議での議論を想定し、地域における外来分野のキャパシティ等の検証を行う。 2. 要治療者における受療行動と医療費の検証 健診受診後の要治療者に対し、医療機関による積極的介入と通知のみの事業における受療率を検証するとともに、医療機関介入/非加入群における疾病ごとの医療費、検査値を評価し、医療費の短期的上昇と検査値のコントロール状況の相関を分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> 支部保険者機能強化予算にて計画していた2つの分析テーマに基づいて分析を実施した。分析結果は、地域医療構想調整会議での意見発信等に活用した。 <ol style="list-style-type: none"> 1. コロナ禍における医療費の検証と医療計画における提言 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度と2年度のレセプトデータより、病床機能報告対象病院の医療費の変化を見たところ、1日当たり患者数は下がっていたが、患者1人当たりの点数（単価）は上がっていた。 ・外来機能報告制度の条件をレセプトデータより機械的に当てはめて、候補の医療機関を抽出を行った。 2. 要治療者における受療行動と医療費の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関の健康相談実施率別にグループ分けし、健診結果の検査値の変化を群間比較した。 <ul style="list-style-type: none"> レセプトデータや健診データを市町別や二次医療圏別に集計し、データから分かる地域別の傾向について「市町別カルテ」として見える化した。「市町別カルテ」は自治体との連携を協議する際に有効活用した。

組織体制関係

(9) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職の入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。	<ul style="list-style-type: none">本部主導の研修に加えて、支部独自の研修（P27参照）を行い、職員の意識向上に努めた。標準人員に基づく人員配置を実施し、業務マニュアルや手順書等の遵守による効率化、平準化を徹底し、支部の生産性向上に努めた。

(10) 人事評価制度の適正な運用 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。	<ul style="list-style-type: none">各期の初期に個別目標設定の面談を実施し、各期の終期に実施結果の面談、実績評価時にはフィードバックの面談を実施した。

(11) OJTを中心とした人材育成 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">• OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。また、広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の取得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして2年目研修の実施を検討する。• 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。	<ul style="list-style-type: none">• 新規採用者（R4.4採用2名、R4.11採用1名）に対して、OJT研修を実施した。• 支部全職員に対しては、ビジネススキルやメンタルヘルス等の各種研修会を通じて、保険者機能の強化、働きやすい職場環境の整備を図った。 <p>【実施した主な研修】</p> <ul style="list-style-type: none">○ CS研修○ タイムマネジメント研修○ メンタルヘルス研修

(12) リスク管理 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">• 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。• 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none">• 安否確認システムによる大規模災害を想定した模擬訓練を実施し、非常時にも対応できるよう備えるとともに、情報セキュリティや個人情報保護に関する全職員対象の支部内研修を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。• 新システムへのスムーズなサービスインのため、本部研修の受講と支部内での伝達研修による確実な準備を行い、業務が滞ることがないよう事前準備に努めた。

(13) コンプライアンスの徹底 企画総務グループ

KPI設定なし

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none">• 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。• ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none">• 全職員対象のハラスメント研修を実施し、意識の徹底を図った。• ハラスメント相談窓口の設置に関するポスターや働きやすい職場環境の啓発ポスターを執務室内に掲示し、周知・浸透を図った。

(14) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 企画総務グループ

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする
 (入札件数の見込み件数が4件以下の場合は、一者応札件数を1件以下とする)

指標	令和4年度KPI	令和4年度実績	令和3年度実績
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0%	10.0%	0%

事業計画	主な取組み、実施結果等
<ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争契約10件 (総合評価落札方式：0件 一般競争入札：10件) 一者応札案件：1件 入札に向けて計画的に取組み、公告期間を20日間以上、また納期までの期間を30日間以上確保するなど、業者が参入しやすい環境を整えた。 一者応札となった案件については、業者にヒアリングを行うなどして、要因の把握に努めた。 また100万円以下の調達についても、一般競争入札又は見積競争公告を実施し、ホームページ等での情報公開及び複数業者への声掛けを行うなど公平性・透明性の維持に努めた。